

電力需給契約書（案）

山形県企業管理者（以下「発注者」という。）と●●●（以下「受注者」という。）とは、次の条項により電力需給に係る契約を締結する。

（契約の目的）

第1条 受注者は、本契約及び別紙電力需給契約仕様書に基づき各施設で使用する電気を需要に応じて供給し、発注者はその対価を支払うものとする。

（契約期間）

第2条 契約期間は、令和7年〇月〇日から令和9年3月31日までとする。

（契約金額）

第3条 契約金額は、次のとおりとし、消費税及び地方消費税を含む。

1 従量電灯Bにおける単価

（契約電流に対する料金）

期間		基本料金 (10アンペアにつき、1月当たり)
令和7年〇月〇日～令和9年3月31日		円

（使用電力量に対する単価）

期間		電力量料金単価 (1キロワット時につき)
令和7年〇月〇日～ 令和9年3月31日	120キロワット時まで	円
	120キロワット時を超え300キロワット時まで	円
	300キロワット時を超える分	円

2 従量電灯Cにおける単価

（契約容量に対する単価）

期間	基本料金単価 (1キロボルトアンペアにつき、1月当たり)
令和7年〇月〇日～令和9年3月31日	円

(使用電力量に対する単価)

期間		電力量料金単価 (1キロワット時につき)
令和7年〇月〇日～ 令和9年3月31日	120キロワット時まで	円
	120キロワット時を超え300キロワット時まで	円
	300キロワット時を超える分	円

3 低圧電力における単価

(契約電力に対する単価)

期間	基本料金単価 (1キロワットにつき、1月当たり)
令和7年〇月〇日～令和9年3月31日	円

(使用電力量に対する単価)

期間		電力量料金単価 (1キロワット時につき)
令和7年〇月〇日～ 令和9年3月31日	夏季	円
	その他季	円

(非化石価値)

第4条 受注者は、再生可能エネルギー発電所由来の非化石価値を用いて二酸化炭素排出量を調整したCO₂フリー電力を発注者へ供給するものとする。

(契約容量または電力)

第5条 契約容量または電力は原則として50キロボルトアンペアまたは50キロワット未満であり、その値は契約負荷設備の総容量または総入力をもとに算出する。ただし特別な事情がある場合は別途総容量または総入力を定める。

(契約保証金)

第6条 契約金額に契約期間中の予定使用量より算出した総価の100分の10に相当する金額以上の額とする。ただし、山形県公営企業財務規程第145条各号のいずれかに該当する場合は、契約保証金を免除する。

(使用電力量の増減)

第7条 発注者の使用電力量は、予定使用電力量を上回る又は下回ることができる。

(契約単価の変更)

第8条 発注者又は受注者は、契約期間中に社会経済情勢の変化その他予想することができない特別の事情等により、契約単価が不適当となったと認めたとき又は受注者の発電費用等の変動により契約単価を改定する必要があるときは、協議の上これを変更できるものとする。

(計量)

第9条 計量は検針により各月ごとに一般送配電事業者等が定める予定検針日程表（以下「予定検針日程表」という。）の定められた日に行う。ただしやむをえない事情のある場合は受注者があらかじめ通知した日以外に検針することがある。

2 受注者は計量した使用電力量を請求書に記載し、発注者に通知する。

(料金の算定期間)

第10条 料金の算定期間は、前月の検針日から当月の検針日の前日までとする。

(料金の算定)

第11条 1月の電気料金は、仕様書記載の方法で算出された基本料金額、料金の算定期間に係る使用電力量に電力量料金単価を乗じて得た額に燃料費等調整額を加算して得た額及び再生可能エネルギー発電促進賦課金の合計額とする。

(料金の支払い)

第12条 受注者は、予定検針日程表の予定検針回数01～08については当月25日まで、予定検針回数09～17については翌月10日までに前条の規定により算出した電気料金を発注者に請求するものとする。

2 発注者は、予定検針日程表の予定検針回数01～08については翌月15日まで、予定検針回数09～17については翌月末日（その日が銀行法（昭和56年法律第59号）第15条第1項で定める銀行の休日（以下「休日」という。）である場合は、その日前においてその日に最も近い休日でない日）までに料金を支払うものとする。

(遅延利息)

第13条 受注者は、発注者の責めに帰する理由により前条第2項の規定による電気料金等の支払が遅れた場合においては、未受領金額につき、遅延日数に応じ、年2.5パーセントの割合で計算した額の遅延利息の支払を発注者に請求することができる。この場合において、遅延利息の額が100円未満であるときは、発注者はこれを支払わないものとし、その額に100円未満の端数があるときは、その端数を切り捨てるものとする。

(契約の解除)

第14条 発注者は、受注者が次の各号のいずれかに該当する場合においては、本契約を解除することができる。

- (1) 本契約に違反し、又は違反するおそれがあると認めたとき。
- (2) 本契約の履行について、不正の行為があったとき。
- (3) 正当な理由がなく、本契約の履行を怠ったとき。
- (4) 故意又は過失により発注者に重大な損害を与えたとき。
- (5) 受注者が次のいずれかに該当するとき。

イ 役員等（受注者が個人である場合にはその者を、受注者が法人である場合にはその役員又はその支店若しくは契約を締結する事務所の代表者をいう。以下この号において同じ。）が暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第6号に規定する暴力団員（以下この号において「暴力団員」という。）又は暴力団員でなくなった日から5年を経過しない者（以下この号において「暴力団員等」という。）であると認められるとき。

ロ 暴力団（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律第2条第2号に規定する暴力団をいう。以下この号において同じ。）又は暴力団員等が経営に実質的に関与していると認められるとき。

ハ 役員等が自己、自社若しくは第三者の不正の利益を図る目的又は第三者に損害を加える目的をもって、暴力団又は暴力団員等を利用する等したと認められるとき。

ニ 役員等が、暴力団又は暴力団員等に対して資金等を供給し、又は便宜を供与する等直接的あるいは積極的に暴力団の維持及び運営に協力し、又は関与していると認められるとき。

ホ 役員等が暴力団又は暴力団員等と社会的に非難されるべき関係を有していると認められるとき。

ヘ 下請契約又は資材、原材料の購入契約その他の契約に当たり、その相手方がイからホまでのいずれかに該当することを知りながら、当該者と契約を締結したと認められるとき。

ト 受注者が、イからホまでのいずれかに該当する者を下請契約又は資材、原材料の購入契約その他の契約の相手方としていた場合（ヘに該当する場合を除く。）に、発注者が受注者に対して当該契約の解除を求め、受注者がこれに従わなかったとき。

2 発注者は、前項各号に規定する場合のほか、特に必要があるときは、この契約を解除することができる。この場合において、受注者が損害を受けたときは、発注者は、その損害額を負担するものとする。この場合の損害額は、発注者と受注者とが協議して定める。

3 第1項第1号から第3号まで又は第5号の規定によりこの契約を解除する場合には、契約保証金は、発注者に帰属するものとする。ただし、契約保証金が免除されている場合には、受注者は、発注者に対し解除違約金として契約金額の100分の10に相当する金額を納付しなければならない。

4 第1項第4号の規定によりこの契約を解除する場合には、受注者は、発注者に与えた損害を賠償しなければならない。この場合の賠償額は、発注者と受注者とが協議して定める。

5 発注者は、この契約を解除しようとするときは、その理由を記載した書面により受注者に通知するものとする。

6 発注者は、翌年度以降において、本契約に係る歳入歳出予算の当該金額について減額又は削除があった場合は、この契約を解除する。

（損害賠償）

第15条 受注者は、本契約の履行に関し、故意又は過失により、発注者又は第三者に損害を与えたときは、その損害を賠償しなければならない。

2 前項の規定による賠償額は、発注者と受注者とが協議により定めるものとする。

（守秘義務）

第16条 本契約の内容に関しては、内容に関連する書類一切を含めてこれらの情報を、本契約の締結にかかわる相手方の書面による事前承諾なしに第三者に開示しないものとする。ただし、本契約の履行に関連して一般送配電会社に情報提示が必要なもの、又は法令上の根拠、公的機関からの正当な権限・目的による開示要請がある場合は、守秘義務規定から除外するものとする。

（本契約の優先性）

第17条 本契約に基づく取引に関する発注者及び受注者の本契約以外の契約、協定その他合意並びに受注者の定める規定等と、本契約の内容との間に齟齬が生じた場合には、適用法令に反しない限り、本契約の内容が優先するものとする。

（管轄裁判所）

第18条 本契約に関する一切の紛争について、山形地方裁判所を第一審の裁判所とする。

（誠実協議）

第19条 本契約に定めのない事項及び疑義を生じた事項については、一般送配電事業者等が定める託送供給約款および東北電力株式会社が定める小売に係る供給条件に準じるほか、適宜両者が誠

意をもって協議の上、解決するものとする。

上述する契約締結の証として本書 2 通を作成し、当事者記名押印の上、各自 1 通を保有する。

令和 年 月 日

発注者 山形県山形市松波二丁目 8 番 1 号
山形県企業管理者 名

受注者

電力需給契約仕様書（従量電灯B）

1. 概要

- (1) 供給場所 別紙のとおり
- (2) 供給建物 別紙のとおり
- (3) 業種及び用途 別紙のとおり

2. 仕様

- (1) 供給電気方式等
 - ア 供給電気方式 交流単相2線式または交流単相3線式
 - イ 供給電圧（標準電圧） 100V
 - ウ 計量電圧（標準電圧） 100V
 - エ 標準周波数 50Hz
 - オ 受電方式 一回線受電方式
- (2) 予定契約容量、予定使用電力量
 - ア 契約種別 従量電灯B
 - イ 予定契約電流 別紙のとおり
 - ウ 年間予定使用電力量 別紙のとおり
- (3) 契約期間
令和7年〇月〇日から令和9年3月31日まで
- (4) 需給地点
別紙のとおり
- (5) 工作物の財産分界点
別紙のとおり
- (6) 保安上の責任分界点
別紙のとおり
- (7) 電力量等の計量地点
別紙のとおり
- (8) 非常用自家発電設備の有無等
無し
- (9) 非化石価値
非化石価値の割合 100%

3. その他特記事項

- (1) 電気料金
電気料金は、算定期間中の基本料金、電力量料金及び再生可能エネルギー発電促進賦課金の合計額とする。

(2) 電気料金の算定方法

ア 1月（前月の検針日から当月の検針日の前日までの期間）毎に算定する。

イ 電気料金＝基本料金＋電力量料金＋再生可能エネルギー発電促進賦課金

ウ 基本料金＝契約電流に応じた料金。ただし全く電気を使用しない場合はその半額とする。

エ 電力量料金＝（電力量料金単価＋燃料費等調整単価）×使用電力量

燃料費等調整単価は（4）による。

オ 再生可能エネルギー発電促進賦課金＝再生可能エネルギー発電促進賦課金単価×使用電力量

再生可能エネルギー発電促進賦課金単価は（5）による。

(3) 料金等を計算する場合の単位及びその端数処理

ア 契約電流は10アンペア（A）、15A、20A、30A、40A、50Aまたは60Aのいずれかとする。

イ 使用電力量の単位は、1キロワット時（kWh）とし、その端数は、小数点以下第1位を四捨五入する。

ウ 電気料金の単位は、1円とし、その端数は小数点以下を切り捨てる。ただし、計算途中の小計等には1円未満の端数を含むことができる。

エ 電気料金に含まれる消費税額及び地方消費税額の単位は、1円とし、その端数は、小数点以下を切り捨てる。

(4) 燃料費等調整額

燃料費等調整額は、使用電力量に燃料費等調整単価を乗じて得た額とし、燃料費等調整単価は、東北電力株式会社が定める額と同額とする。

(5) 再生可能エネルギー発電促進賦課金単価は、再生可能エネルギー電気の利用の促進に関する特別措置法（平成23年法律第108号）に基づくものとし、東北電力株式会社が定める額と同額とする。

(6) 電気料金の請求方法については、発注者と受注者が協議の上、定めるものとする。

(7) その他仕様書に定めのない供給条件については、発注者と受注者が協議の上、定めるものとする。

(8) 受注者は、一般送配電事業者が定める託送供給等約款を遵守するとともに、発注者との協議の際は、誠実に対応するものとする。

(9) 受注者は緊急時の連絡体制を整備するものとし、必要な協力を行うものとする。

電力需給契約仕様書（従量電灯C）

1. 概要

- (1) 供給場所 別紙のとおり
- (2) 供給建物 別紙のとおり
- (3) 業種及び用途 別紙のとおり

2. 仕様

- (1) 供給電気方式等
 - ア 供給電気方式 交流単相2線式または交流単相3線式
 - イ 供給電圧（標準電圧） 100V
 - ウ 計量電圧（標準電圧） 100V
 - エ 標準周波数 50Hz
 - オ 受電方式 一回線受電方式
- (2) 予定契約容量、予定使用電力量
 - ア 契約種別 従量電灯C
 - イ 予定契約容量 別紙のとおり
 - ウ 年間予定使用電力量 別紙のとおり
- (3) 契約期間
令和7年〇月〇日から令和9年3月31日まで
- (4) 需給地点
別紙のとおり
- (5) 工作物の財産分界点
別紙のとおり
- (6) 保安上の責任分界点
別紙のとおり
- (7) 電力量等の計量地点
別紙のとおり
- (8) 非常用自家発電設備の有無等
無し
- (9) 非化石価値
非化石価値の割合 100%

3. その他特記事項

- (1) 電気料金
電気料金は、算定期間中の基本料金、電力量料金及び再生可能エネルギー発電促進賦課金の合計額とする。
- (2) 電気料金の算定方法

ア 1月（前月の検針日から当月の検針日の前日までの期間）毎に算定する。

イ 電気料金＝基本料金＋電力量料金＋再生可能エネルギー発電促進賦課金

ウ 基本料金＝契約容量単価×契約容量。ただし全く電気を使用しない場合はその半額とする。

エ 電力量料金＝（電力量料金単価＋燃料費等調整単価）×使用電力量

燃料費等調整単価は（４）による。

オ 再生可能エネルギー発電促進賦課金＝再生可能エネルギー発電促進賦課金単価×使用電力量

再生可能エネルギー発電促進賦課金単価は（５）による。

（３）料金等を計算する場合の単位及びその端数処理

ア 契約容量の単位は１キロボルトアンペア（kVA）とし、その端数は、小数点以下第１位を四捨五入する。

イ 使用電力量の単位は、１キロワット時（kWh）とし、その端数は、小数点以下第１位を四捨五入する。

ウ 電気料金の単位は、１円とし、その端数は小数点以下を切り捨てる。ただし、計算途中の小計等には１円未満の端数を含むことができる。

エ 電気料金に含まれる消費税額及び地方消費税額の単位は、１円とし、その端数は、小数点以下を切り捨てる。

（４）燃料費等調整額

燃料費等調整額は、使用電力量に燃料費等調整単価を乗じて得た額とし、燃料費等調整単価は、東北電力株式会社が定める額と同額とする。

（５）再生可能エネルギー発電促進賦課金単価は、再生可能エネルギー電気の利用の促進に関する特別措置法（平成23年法律第108号）に基づくものとし、東北電力株式会社が定める額と同額とする。

（６）電気料金の請求方法については、発注者と受注者が協議の上、定めるものとする。

（７）その他仕様書に定めのない供給条件については、発注者と受注者が協議の上、定めるものとする。

（８）受注者は、一般送配電事業者が定める託送供給等約款を遵守するとともに、発注者との協議の際は、誠実に対応するものとする。

（９）受注者は緊急時の連絡体制を整備するものとし、必要な協力を行うものとする。

電力需給契約仕様書（低圧電力）

1. 概要

- (1) 供給場所 別紙のとおり
- (2) 供給建物 別紙のとおり
- (3) 業種及び用途 別紙のとおり

2. 仕様

- (1) 供給電気方式等
 - ア 供給電気方式 交流 3 相 3 線式
 - イ 供給電圧（標準電圧） 200V
 - ウ 計量電圧（標準電圧） 200V
 - エ 標準周波数 50Hz
 - オ 受電方式 一回線受電方式
- (2) 予定契約電力、予定使用電力量
 - ア 契約種別 低圧電力
 - イ 予定契約電力 別紙のとおり
 - ウ 年間予定使用電力量 別紙のとおり
- (3) 契約期間
令和 7 年〇月〇日から令和 9 年 3 月 31 日まで
- (4) 需給地点
別紙のとおり
- (5) 工作物の財産分界点
別紙のとおり
- (6) 保安上の責任分界点
別紙のとおり
- (7) 電力量等の計量地点
別紙のとおり
- (8) 非常用自家発電設備の有無等
無し
- (9) 非化石価値
非化石価値の割合 100%

3. その他特記事項

- (1) 電気料金
電気料金は、算定期間中の基本料金、電力量料金及び再生可能エネルギー発電促進賦課金の合計額とする。
- (2) 電気料金の算定方法

ア 1月（前月の検針日から当月の検針日の前日までの期間）毎に算定する。

イ 電気料金＝基本料金＋電力量料金＋再生可能エネルギー発電促進賦課金

ウ 力率が85%を上回る場合…基本料金＝基本料金単価×契約電力×95%

力率が85%の場合…基本料金＝基本料金単価×契約電力

力率が85%を下回る場合…基本料金＝基本料金単価×契約電力×105%

全く電気を使用しない場合…基本料金＝基本料金単価×契約電力（この場合、力率は85%とみなす）の半額

契約電力が0.5キロワットの場合…基本料金＝契約電力が1キロワットの場合の基本料金×50%

力率は（4）による。

エ 電力量料金＝（電力量料金単価＋燃料費等調整単価）×使用電力量

燃料費等調整単価は（5）による。

オ 再生可能エネルギー発電促進賦課金＝再生可能エネルギー発電促進賦課金単価×使用電力量

再生可能エネルギー発電促進賦課金単価は（6）による。

（3）料金等を計算する場合の単位及びその端数処理

ア 契約電力及び最大需要電力の単位は1キロワット（kW）とし、その端数は、小数点以下第1位を四捨五入する。

イ 使用電力量の単位は、1キロワット時（kWh）とし、その端数は、小数点以下第1位を四捨五入する。

ウ 電気料金の単位は、1円とし、その端数は小数点以下を切り捨てる。ただし、計算途中の小計等には1円未満の端数を含むことができる。

エ 電気料金に含まれる消費税額及び地方消費税額の単位は、1円とし、その端数は、小数点以下を切り捨てる。

（4）力率の計算方法

ア 電気機器の力率をそれぞれの入力によって下記イ（加重平均力率の算定）により加重平均してえた値を力率とする。

イ 加重平均力率の算定は次のとおりとする。

加重平均力率（パーセント）＝（100パーセント×電熱器総容量＋90パーセント×力率90パーセントの機器総容量＋80パーセント×力率80パーセントの機器総容量）÷機器総容量

電気機器の力率は、電熱器以外のうち東北電力株式会社が定める基準に適合した容量の進相用コンデンサが取り付けられているものについては90パーセント、取り付けられていないものについては80パーセント、電熱器については100パーセントとする。

なお、まったく電気を使用しないその1月の力率は、85パーセントとみなす。

ウ 力率の単位は1パーセント（%）とし、その端数は小数点以下第1位で四捨五入する。

（5）燃料費等調整額

燃料費等調整額は、使用電力量に燃料費等調整単価を乗じて得た額とし、燃料費等調整単価は、東北電力株式会社が定める額と同額とする。

（6）再生可能エネルギー発電促進賦課金単価は、再生可能エネルギー電気の利用の促進に関する特別措置法（平成23年法律第108号）に基づくものとし、東北電力株式会社が定める額と同額とする。

- (7) 電気料金の請求方法については、発注者と受注者が協議の上、定めるものとする。
- (8) その他仕様書に定めのない供給条件については、発注者と受注者が協議の上、定めるものとする。
- (9) 受注者は、一般送配電事業者が定める託送供給等約款を遵守するとともに、発注者との協議の際は、誠実に対応するものとする。
- (10) 受注者は緊急時の連絡体制を整備するものとし、必要な協力を行うものとする。